

第3 医療機関の指定

1 指定の事務手続

大阪市内に所在する医療機関等が生活保護法（医療扶助）の医療機関として指定を受けるには、次の手続が必要です。

新たに指定を受けようとする医療機関は、生活保護法第49条の2第2項第2号から第9号まで（指定欠格事由）に該当しない旨の誓約事項を確認し、所定の指定申請書を市長（福祉局保護課）あてに提出して下さい。また、保険医療機関等に関する届出を同時に行う場合は、近畿厚生局を経由して市長に届け出ることもできます。

また、初めて指定を受けようとする場合のほか、次の場合にも改めて手続をとる必要があります。

- 1 指定の更新を受けようとする場合
- 2 開設者が変わった場合（個人から法人、法人から個人になった場合も含む）
- 3 所在地が変わり、移転先において開設する場合
- 4 病院を診療所に、又は診療所を病院に変更した場合
- 5 医療機関の名称に変更が生じた場合
- 6 管理者が変わった場合
- 7 生活保護法第49条の3第4項において規定する診療所または薬局の該当の有無について変更が生じた場合
- 8 休止・廃止又は辞退する場合

2 指定基準

前記の申請があった場合、次の基準により指定します。

生活保護法第49条の2第2項各号（欠格事由）のいずれにも該当せず、医療扶助に基づく医療等について理解を有していると認められるものについて指定を行います。

（欠格事由の例）

- ・当該申請に係る医療機関が健康保険法に規定する保険医療機関又は保険薬局でないとき。
- ・開設者が、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ・開設者が、指定医療機関の指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- ・開設者が、指定の取消しの処分に係る通知があった日から当該処分をする日までの間に指定の辞退の申出をした者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

（指定除外要件の例）

- ・被保護者の医療について、その内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて指導を受けたものであるとき。

3 指定の更新制

平成26年7月1日から6年間の有効期間が設けられ、指定を受けた医療機関は、期間が満了するまでに更新申請をしなければ、期間の経過によってその効力を失います。

平成26年6月30日以前に指定を受けた医療機関における最初の更新は、施行日から6年を経過する日までではなく、施行日から健康保険法第68条第1項の規定により同法第63条第3項第1号の指定の効力が失われる日の前日までの期間を経過する日までに行うこととされています。ただし、施行日から1年以内に当該前日が到来する場合にあっては、当該前日から6年を経過する日までに行うこととされています。

4 指定年月日

指定年月日は、特に申し出がない限り市長が決定した日となりますが、次の各号に該当し、かつ第三者の権利関係に全く不利益を与える恐れがない場合、意志表示の行われた日までそ及するものとします。

- (1) 指定医療機関の開設者が変更になった場合で、前開設者の変更と同時に引き続いて開設され、患者が引き続き診療を受けている場合。
- (2) 指定医療機関が付近に移転し同日付けで新旧医療機関を開設、廃止して患者が引き続いて診療を受ける場合。
- (3) 指定医療機関の開設者が組織変更したとき、例えば個人から法人組織に、又は法人組織から個人に開設者が変更した場合で、患者が引き続いて診療を受ける場合。

5 指定の通知

市長は、医療機関を指定したときは申請者に指定通知書を交付するとともに、その旨を告示し、市公報に登載します。

6 健康保険法等による診療報酬等に係る承認等

健康保険法に基づく保険医療機関であり、同法等により診療報酬に係る指定、承認又は認定を受けている場合には、生活保護法において重ねてこれらの指定、承認又は認定の申請を行う必要はありません。